

放課後等デイサービス事業所 御中
(高知市支給決定者)

高知市健康福祉部 障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る放課後等デイサービス費の
請求事務（最終版）について

平素は、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、3月19日、30日に通知させていただきました「新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の放課後等デイサービス費請求についての留意点」、「新型コロナウイルス感染症に係る放課後等デイサービス費の請求事務（訂正・補足）について」につきまして、訂正箇所がありますのでお手数をおかけしますがご対応をお願いいたします。

度々の訂正となり、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。

【訂正箇所】

先にお知らせした「簡便に切り分けできるシート」が厚生労働省より送られてきましたが、個人の利用者負担額を計算するものではありませんでした。

つきましては、利用者負担額は通常どおり1割又は上限額を国保連の伝送で請求していただきますようお願いいたします。学校臨時休業で増えた利用分の利用者負担額が発生する方については、高知市から後日連絡をさせていただきます。

なお、国保連合会への請求につきましては、通常通り4月10日（金）までとさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の対応等でやむを得ず請求が遅れた場合は、4月中旬（16日頃）までであれば、国保連合会への電話連絡後請求が可能な場合がありますので、お忙しいとは思いますが、請求抜かりや誤り等がないことを、厳重なチェックの上、必ず請求していただくようお願いいたします。

また、国通知・高知市取扱い等についても高知市障がい福祉課のホームページに随時掲載しておりますので、引き続きご確認いただきご対応をお願いいたします。

記

送付書類

- ・別添 「新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の放課後等デイサービス費請求についての留意点（最終版）」

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

〒780-0850 高知市本町五丁目1-45
高知市障がい福祉課 担当：橋本、田上
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る3月利用分の 放課後等デイサービス費請求についての留意点（最終版）

請求抜かりや誤りがないこと等，**厳重なチェックの上，請求していただくようお願いいたします。**

1. 実績記録票の記載について

（備考欄に記載できない場合は，紙で4月中旬までに高知市にご提出ください。）

記載する期間は，利用者の通う学校の臨時休業開始日～利用者の通う学校の春休みの前日までの利用分です。国立学校は3/2～，県立学校は3/4～，市立学校は3/6～が臨時休業の取り扱いとなっています。

また，この期間の報酬は「休業日」としての取り扱いとします。

- ① コロナによる臨時休業で**日数**が増えた利用分（支援計画に予定がなかった利用分）
実績記録票の備考欄に「1」を記載してください。
- ② コロナによる臨時休業で**営業前延長支援**が増えた利用分（支援計画の予定日）
実績記録票の備考欄に「延長」を記載してください。
- ③ 利用者の学校
県立学校は「県」，国立学校は「国」，私立学校は「学校名」を記載してください。
- ④ 特例的提供対象者の利用分
特例的提供（訪問）又は，特例的提供（電話等）の記載をしてください。

※ 不定期利用者の場合は，コロナによる臨時休業での利用か保護者に確認してください。

| 日付 | サービス提供実績 | | | | | | 事業所 内相談 支援加算 | 備考 |
|------|----------|-------|-------|----|----|----|--------------------|-----------------|
| | 曜日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | | |
| 1 土 | 休業日 | 08:55 | 17:20 | | | | | |
| 2 月 | 1:授業終了後 | 09:00 | | | | | | |
| 4 水 | 2:休業日 | 15:35 | | | | | | |
| 5 木 | 2:休業日 | | | | | | | ① 1県 ② |
| 7 土 | 2:休業日 | 09:10 | 17:20 | 1 | 1 | | | |
| 9 月 | 2:休業日 | 08:30 | 17:30 | 1 | 1 | | | ③ 延長 |
| 11 水 | 2:休業日 | 16: | | | | | | |
| 14 土 | 2:休業日 | 09:0 | | | | | | ④ 特例的提供 (訪問) |
| 18 水 | 2:休業日 | 15:4 | | | | | | |
| 21 土 | 2:休業日 | 09:00 | 17:20 | 1 | 1 | | | |
| 25 水 | 2:休業日 | 15:25 | 17:20 | 1 | 1 | | | 春休みは 記載不要 |

国立は3/2～
県立は3/4～
市立は3/6～が休業日です。
それ以前は授業終了後になります。

サービス提供実績
支援計画で月・水・土を利用の方の
備考欄 記載例

木曜日は計画
ない日で，臨時
休業によって増
えた分であれば
「1」を記載

臨時休業期間の利用について，備考欄に記載してください。
① 臨時休業による利用日増の場合は「1」を記載。
② 学校の別を記載。「県」又は「国」(市立は記載不要)
③ 臨時休業による営業時間前の延長支援増の場合は「延長」を記載。
④ 特例的提供対象の場合は，「特例的提供(訪問)」又は，「特例的提供(電話等)」を記載。

月曜日は計画日
だが，臨時休業に
よって営業時間前
に増えた分であ
れば「延長」を記載。

2. 延長支援加算の算定方法（前回から変更有）

通常どおり，前後を合計して請求してください。

例) 営業時間 9:00～17:00 の事業所で，8:30～18:30 の支援をした場合，8:30～9:00 と 17:00～18:30 を合計し，2 時間以上として 123 単位を請求してください。

※ コロナによる臨時休業で営業前延長支援が増えた利用分（支援計画の予定日）実績記録票の備考欄に「延長」を記載してください。

3. 利用者負担額について（前回から変更有）

通常どおり 1 割又は上限額まで徴収したデータを国保連に伝送してください。

しかしながら，利用者からは，3 月当初に予定していた利用分に係る利用者負担額のみを徴収していただきますようお願いいたします。（後日，高知市が学校臨時休業で増えた利用分の利用者負担額を計算し，事業所に過誤調整の依頼をします。）

過誤調整により学校臨時休業で増えた利用分の自己負担額は事業所に入金されます。

※ 厚生労働省より切り分けの際，簡便に使用できるシートが届きましたが，利用者負担額の計算用ではなかったため，ホームページには掲載しません。